



福祉用具とはなにか(その4) その利用実

兵庫県立身体障害者更生相談所

黒田 大治郎

これまでに「福祉用具とはなにか」をテーマに、福祉用具と補装具・日常生活用具の違い（パシフィックニュースVol.94）、福祉用具にかかる法・制度とその利用の方法（パシフィックニュースVol.95）を解説してきた。そこでは「福祉用具」が医学的、社会的、経済的にさまざまな問題を抱えていて、決して一筋縄ではいかない「社会的現実」で、社会保障の専門家といえども、しっかりと計画的に取り組まないと足元をすくわれかねない、厄介な「しろもの」だということをお伝えした。しかし、解説文が拙いために、そうできたかどうか危ぶんでもいた。そこへ、これまでの解説を読んだ方から「法・制度を具体的に経験する機会が少ないので、なかなか実感がもてない。福祉用具とその法・制度にもっと近づけるように、もう少し日常的な視点からの説明がほしい」との意見が寄せられた。

そこで、今回は「福祉用具」がどのように統計的にとらえられているかを紹介し、福祉用具の実態に迫ってみることにした。

わが国の、福祉用具にかかわる公的給付サービスには、医療保険・年金保険・労災保険などの「社会保険系」と、身体障害者福祉法・児童福祉法などの「社会福祉系」の2つの系列がある。

しかしそのサービスの実態が、統計的にとらえられているのは、「社会福祉系」サービスだけである。「社会福祉系」サービスの財源は「税金」である。「税金」を使うかぎりそれが目的どおり、適正に使われているか、常にチェックされなければならないのは当然である。そのチェックの結果が「厚生統計」である。

したがって、「社会保険系」サービスで交付（修理）される「補装具」では、① 年間の交付件数とその種別 ② 交付（修理）に使われた経費 ③ 補装具1件あたりの平均単価 ④ その中に占める公費負担と対象者の自己負担の割合 についてまで正確にわかっている。

また、身体障害児・身体障害者・老人（概ね65歳以上）を対象に給付・貸与される「日常生活用具」では、年間の国の予算額（平成6年度24億4000万円・平成7年度22億3000万円）だけが分かっている。ただし、どんな日常生活用具が、何件交付されたかまではわからない。

一方、「社会保険系」のサービスは、それを受けようとする者が、法で決められた保険料を、前もって払い込む（拠出）ことが条件となっている。この「保険料を前もって払い込む」によって、サービスが拒否されたり、制限されないようにすることが「社会保険系」のサービスの特徴である。拠出金がどう使われたかとか、どんな福祉用具（治療用装具・補装具）が、何件給付されたなどをとらえておく必要は、それほどないのである。

また、一般市場で、取り扱われている用器具でも、身体障害者や老人等の日常生活の便宜を図るために用いられれば、「なんでも」福祉用具と見なしてしまう傾向があるが、こうなると当然正確にとらえようがない。

平成3年、身体障害者実態調査報告書に「補装具」の使用状況や交付希望の推計が見られるが、「福祉用具を使っている身体障害者や老人等がどのくらいいるか」「どういう福祉用具がよく使われているか」、「日本全体で一年間に製作され、使われる福祉用具はどのくらいあるか」などについて、「福祉用具」の実態までは調査されていない。



これらを踏まえて平成6年度厚生統計報告をもとに、社会福祉系サービスの「補装具」の実態を見てみよう。

① 1年間で何件、補装具が交付されるか。またどんな補装具が多く交付されているか（図1、図2）

補装具の交付は、身体障害児・身体障害者を合わせると、65.6万件、修理は8.2万件である。戦傷病者への補装具交付・修理はともに年間1500件程度で、社会福祉系のサービス全体傾向への影響は極めて少ないので、以後は取り上げない。

最も多く交付されている補装具は義肢や車いすでなく、直腸膀胱障害者の排泄補助用具の「ストマ用装具」である。身体障害児・者の補装具の70.3%、46.2万件になる。特に身体障害者の補装具の70.3% 45.4万件（約4分の3）がストマ用装具で占められている。

肢体障害者216万人（平成6年度身体障害者375万人の57.6%）にくらべ、直腸膀胱障害者は82.3万人（21.9%）であり、身体障害者の中で直腸膀胱障害者が最多の障害者ではない。にもかかわらず、これほど多くのストマ用装具が必要だということは、日常生活において排泄コントロールができなくなることがいかに重大であるか、またその手当が大変であるかを、切実に物語っているともいえよう。

こうしたことと、ストマ用装具が消耗品の性格の強い装具であることからみても、これを補装具とは「全く別の制度」を設けてサービスすべきではないかとも考えられる。

② 一年間で補装具の交付（修理）に使われた経費はどのくらいか（図1図3）

補装具交付にかかった経費は、身体障害児・者を合わせて、約206億4600万円で、こども（18歳未満）対おとなの比は1：4になっている。

経費からみると身体障害児では「車いす、装具、座位保持装置、補聴器」に、また身体障害者では「車いす、ストマ用装具、義肢、補聴器、装具、電動車いす」への経費支出が多い。車いすのニーズが最も多いこと、身体障害児と身体障害者とでは、必要とする補装具に明らかな違いのあることがわかる。

一方ストマ用装具は経費支出で見ると、全体の4分の1程度でそれほど多くはない。交付数がいかに多いかがわかる。

こうした傾向から見て、今後は補装具・日常生活用具・その他の福祉用具をあわせて800ないし1000億円の市場が予想され、さらに拡大、拡張するものと思われる。

③ 補装具1件あたりの平均単価はどのくらいか（図4）

公的サービスで交付される補装具の基準単価は、厚生省で決められる。その基準を「社会保険系」「社会福祉系」サービスがともに利用している。

交付された補装具の平均単価は、身体障害児で約2.8万円 身体障害者で約7.3万円である。この平均単価の差は、交付件数の差が影響している。補装具の種別ごとの平均単価にはほとんど差はない。

④ 補装具にどのくらい公費は支払われているか。自己負担はどのくらいか（図5）

法・制度の趣旨を理解するには、公費・自費の負担比をみるのがもっとも分かりやすい。

補装具を公的サービスを受けた身体障害児の家族や、身体障害者自身から「福祉で世話してもらって、補装具を買った」というのをよく聞く。法・制度による交付をこのように理解しているのである。実際は公的サービスを利用して、たとえば50万円近くする電動車い

態について

すの交付を受けながらも、自分が「買った」と思っている
のである。補装具交付額の約「9割」が税金で、対象者は平均して
「1割程度」しか負担していないという理解がない。

これは、申請・判定・処方を経て、製作された補装具が、市町が
認定した負担金と引換えに、補装具製作者から渡される時まで、公
的サービスによる補装具交付の仕組みを理解されるよう、正確に説明
されていないために起こることである。「面倒な手続きをしなければ
ならない」という、補装具・日常生活用具の法・制度への不満もよく聞く。

しかし、正当かつ妥当な理由もなく、また前もっての社会的承認
もなしに「勝手に」作製したり、購入したりしたものを、その「9
割を税金で、後日に、無条件で支払うこと」が、社会的常識として
適正であるかどうか。公的サービスによる補装具交付の仕組みが正
確に理解されていれば、こうした不満はほとんど起こらないはずで
ある。もし「9割を税金で、後日に、無条件で支払うこと」を認め
るとしても、そうしたことが「税金の無駄遣い」をしていると決して
見られないように、やはり別の「仕掛け（システム）」が用意され

ることになるに違いない。

現在のわが国における「福祉用具」の実像はほとんどわからない。
しかも、身体障害者や老人等の日常生活の便宜を図るために用いる用
具や器具を「すべて」福祉用具とする見方がされるかぎり、福祉用
具の全容をとらとえることは間違いなく不可能となる。分かるのは、
社会福祉系サービスによる「補装具」だけである。しかも、「福祉用
具」がどんどん肥大していくことによって、「補装具」の公的サー
ビスの利用においても、ますます混乱がocこりやすくなってきている。



これらの福祉用具にかかわる問題を解消し、身体障害者や老人等の
日常生活のニーズに適切に応えられ、リハビリテーション効果を高め
るためには、社会保険系・社会福祉系サービスを横断して、「補装
具・日常生活用具・福祉用具」を統一的に処理できるシステムが不可
欠だが、これは決して困難ではなく、現行システムを少し工夫すれば
十分に実現できると考えている。

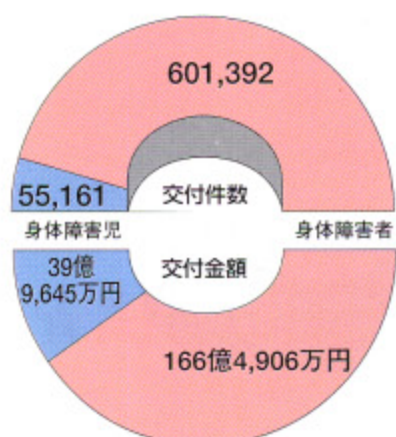


図1 一年間に何件、補装具が交付されているか
どれだけ経費がかかっているか
(平成6年度)

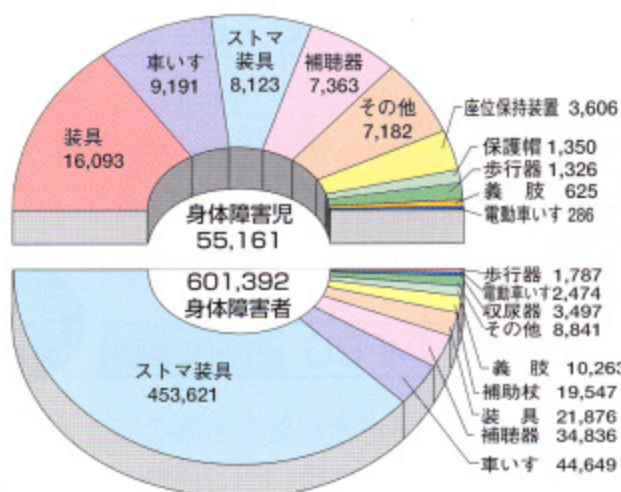


図2 どんな補装具が交付されているか

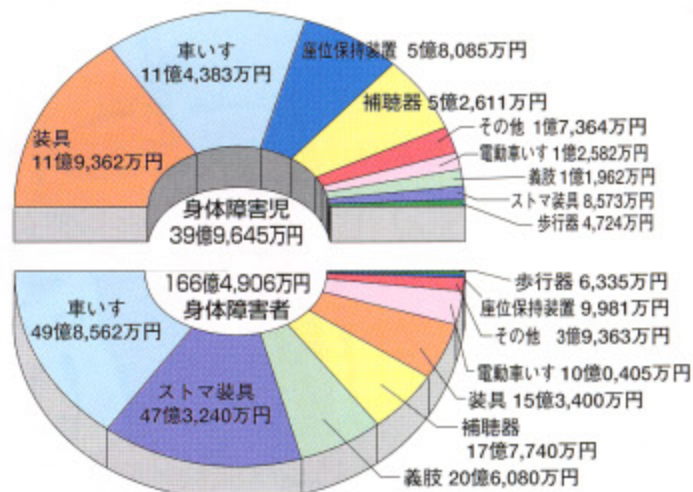


図3 一年間で補装具の交付に使われる経費はどのくらいか。

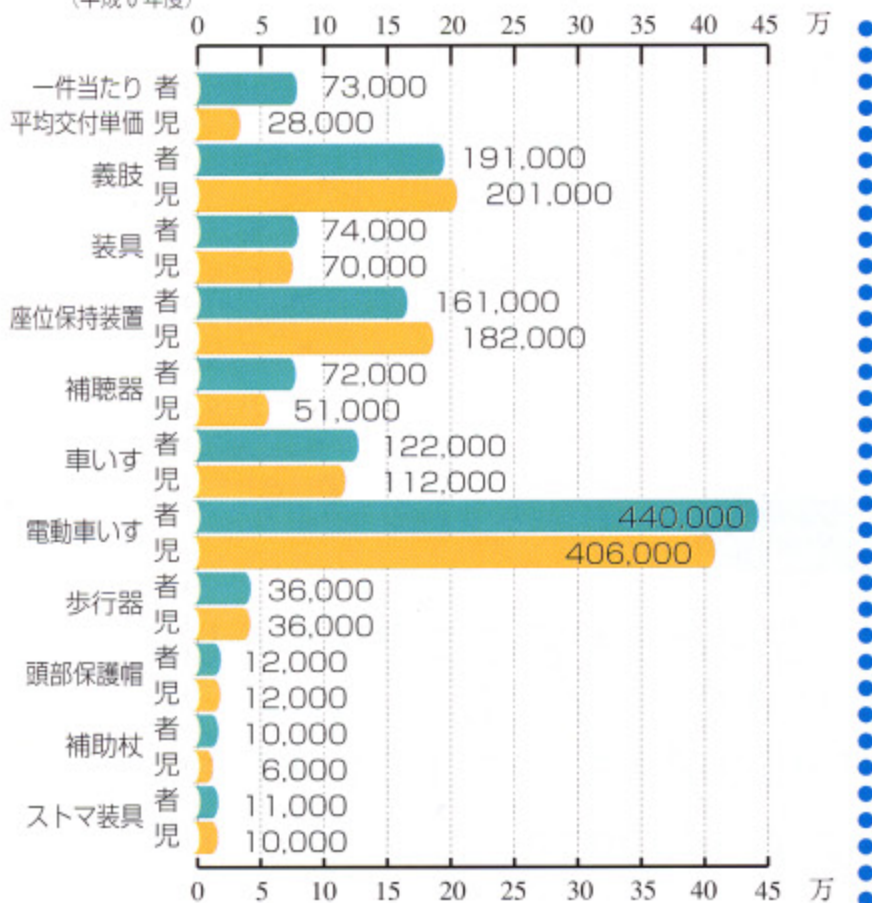


図4 補装具一件あたりの平均単価はどのくらいか

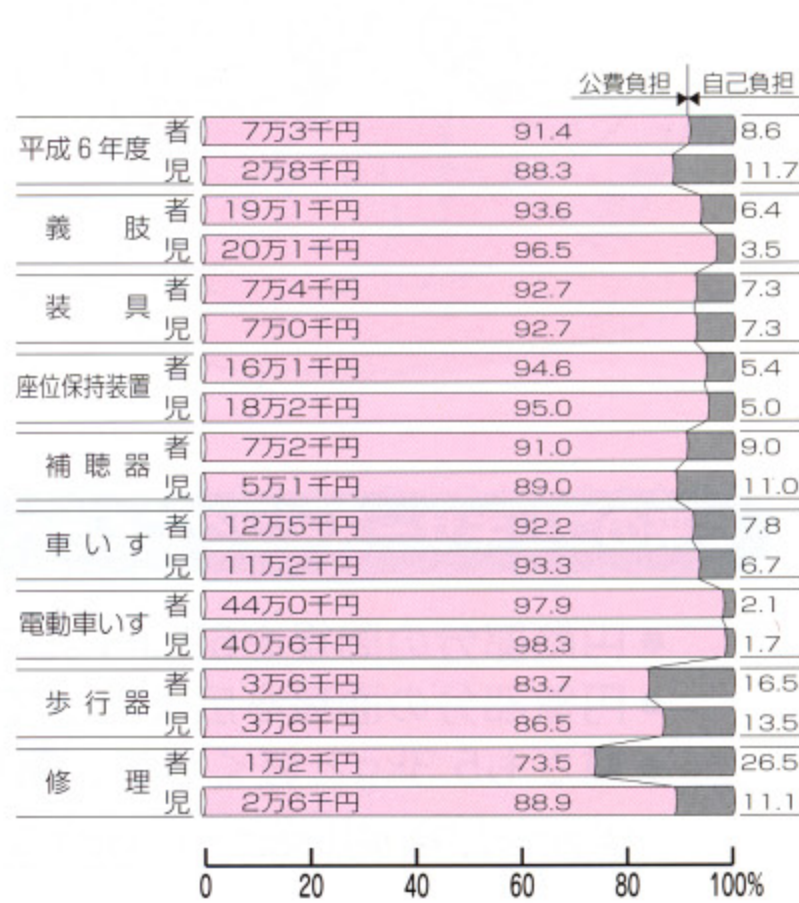


図5 補装具にどのくらい公費が支払われているか
自己負担はどのくらいかかるか